

生食発0317第10号
28消安第5600号
28水漁第1691号
平成29年3月17日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正につ
いて

ウクライナ向けに輸出される水産食品については、「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年3月24日付け食安発第0324003号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20消安第12839号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2373号水産庁長官通知。以下「通知」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、衛生証明書の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしく願います。